

平成 21 年 11 月 19 日
株式会社ベルシステム 2 4

各 位

株式会社BCJ - 4による当社株式等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

株式会社ベルシステム 2 4（代表執行役社長：内田 亮、本社：渋谷区、<http://www.bell24.co.jp/>）は、本日開催の当社取締役会において、以下のとおり、株式会社BCJ - 4（以下「公開買付者」といいます。）による当社が発行する普通株式及び、平成 18 年 3 月 29 日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の取得を目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同すること、及び、本公開買付けに応募するか否かについては、株主及び新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社BCJ - 4
(2) 本 店 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 杉本 勇次
(4) 事 業 内 容	公開買付者は、当社の株式を取得及び保管し、本公開買付け終了後に当社の事業を支配し、管理することを主たる事業の内容としています。
(5) 資 本 金 の 額	25,000 円（平成 21 年 11 月 19 日現在）
(6) 設 立 年 月 日	平成 21 年 10 月 29 日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社BCJ - 3 100.00%
(8) 公開買付者と当社の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

株式会社ベルシステム24（以下「当社」といいます。）は、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同すること、及び、本公開買付けに応募するか否かについては、株主及び新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの背景

当社は、昭和57年の設立以来、電話による「カスタマー・サービス」の運用を皮切りに、テレサービス業界のNo.1企業としての地位を築き上げ、平成6年からは「One-to-Oneマーケティング」の普及に取り組み、「CRMサービスの総合プロバイダー」として、CRM事業を主力事業に成長して参りました。現在では、当社は、多様化する事業環境の中で、徹底した『顧客主義』、『現場主義』、『行動主義』を貫き、顧客の要望に積極的に応えることで、約3万名のコミュニケーターを雇用し、5,000社を超える顧客企業にサービスを提供し、平成21年2月期においては、売上高（連結）115,700百万円、営業利益（連結）13,750百万円、経常利益（連結）13,735百万円、当期純利益（連結）8,749百万円を計上するにしております。

現在、当社の発行済株式の約93.49%（小数点以下第3位を四捨五入。以下、発行済株式総数に占める割合につき同様です。）の普通株式を保有しているシティグループ・キャピタル・パートナーズ株式会社（旧商号：日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社。以下「CCP」といいます。）は、Citigroup Inc.を中心とする世界的な金融グループ傘下において、自己資金による投資事業の一環として、国内及び海外における有望な企業に投資を行い、投資先企業の成長を促した上で、適切な時期に投資の回収を行うことを一つのビジネスモデルとしております。CCPは、当社の成長性に注目し、平成16年8月より、その完全子会社を通じて当社に資本参加し（平成17年7月に当該完全子会社からその保有する当社普通株式の全てを譲り受けております。）役員の派遣等その有する経営リソースを当社に提供することにより、当社の事業の成長、業績の向上に寄与してきました。そして、この度、当社は、平成21年7月ごろに、CCPより、昨今の当社を取り巻く事業環境、経済情勢等の諸般の事情を踏まえ、CCPが当社への投資の回収を行うべく、その保有する当社普通株式の売却プロセスを開始する意向を固めるに至ったとの連絡を受けるに至りました。

公開買付者の概要

公開買付者によれば、公開買付者は、Bain Capital Partners, LLC（以下「ベインキャピタル」といいます。）が投資助言を行う投資ファンドの傘下にあり、買収目的のために設立された会社です。

公開買付者によれば、ベインキャピタルは、プライベートエクイティを中心に、ベンチャーキャピタル、公開株式、債券などの分野において、総計約780億ドル（約7兆円）の資産を運用する世界的な投資会社であり、プライベートエクイティの分野では、昭和59年の設立以来、これまで世界各国の多岐にわたる産業分野で、累計300社以上への投資及び支援を行っており、世界で300名以上のプロフェッショナルが投資業務及び投資先企業の支援業務に従事し、事業価値向上の実現に努めているとのことです。日本においては、平成18年に東京拠点を開設して以来、これまでに3件のプライベートエクイティ投資を完了した実績を有し、投資対象企業の企業価値向上に向けた取り組みを進めているとのことです。そして、ベインキャピタルの投資の特徴は、コンサルティングアプローチの活用であり、ハイレベルな経営課題に対するソリューションの提供から現場レベルでのサポートまでを幅広く提供することで投資対象企業の価値向上を図っていくとのことであり、コールセンター業界に対して投資を行い、事業運営を現場レベルで支援し、数々の価値向上施策を成功に導いた実績を有しているとのことです。

本公開買付けの実施の経緯

当社は、CCPから、CCPにおける本公開買付けの実施の決定に係る検討経緯等について、以下のような

説明を受けております。

CCP は、当社普通株式の売却にあたり、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びシティグループ証券株式会社を財務アドバイザーとしてそれぞれ選任し、そのサポート・助言を得ながら、当社普通株式の取得を希望する国内外の 14 社の候補者に打診を行い、平成 21 年 8 月から 10 月にかけて、二段階にわたる入札手続を実施しました。具体的には、第一次入札において、CCP が要求する当社普通株式の買付価格等の水準を満たす条件を提示した 3 社の買付者候補との間で、各買付者候補による当社へのデュー・ディリジェンスの実施を許容した上で、本公開買付けに係る当社普通株式の買付価格その他の諸条件等について協議を行い、平成 21 年 10 月下旬に最終入札を実施しました。CCP は、最終入札における各買付者候補の入札内容について、買付価格、本公開買付け実行の確実性、本公開買付け応募契約の契約条件その他の事情を総合的に検討した結果、最終的にベインキャピタルに対して優先交渉権を付与することを決定しました。その後、CCP は、ベインキャピタルとの間で当社普通株式の買付価格その他の諸条件について協議・交渉を行った結果、公開買付者との間で、平成 21 年 11 月 14 日付で、公開買付者による本公開買付けの実施及び CCP によるその保有する当社普通株式の全て（5,048,650 株、当社の平成 21 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数（5,400,000 株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）は約 93.49%にあたります。）の本公開買付けへの応募等を内容とする Tender Offer Agreement（以下「本応募契約」といいます。）を締結しました（詳細については、下記「(4) 公開買付者と当社の株主の間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）

公開買付者によれば、公開買付者は、日本における CRM アウトソーシング市場を中心とする当社の事業内容・成長性を評価し、当社の企業価値の算定に当たり、当社の財務、事業を多面的、総合的に分析し、また上記入札手続において CCP から提供された情報の検証や、当社の経営陣との協議を経て、当社の発行済普通株式及び本新株予約権の全てを取得することを目指し、当社普通株式 1 株当たりの買付価格を 18,517 円、本新株予約権 1 個当たりの買付価格を 1 円とし、買付予定数の下限を本応募契約において応募同意を得ている 5,048,650 株（所有割合は約 93.49%にあたります。）として本公開買付けを実施することとしたとのことです（なお、公開買付者は、上記買付価格の決定に際して第三者機関の株式価値算定書等は取得していないとのことです。）。また、ベインキャピタルは、人材の派遣を含めたコンサルティングアプローチによる価値向上のための施策の実行を最大限迅速かつ機動的に実施するために、当社を公開買付者の完全子会社とするとともに公開買付者と当社を合併させることが最適であると判断しており、本公開買付けの成立を条件として、下記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の一連の手続（以下「完全子会社化手続」といいます。）の実行を当社に要請し、当社を公開買付者の完全子会社とし、さらに、公開買付者を存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことを予定しているとのことです。

なお、公開買付者によれば、本公開買付けが成立した場合には、本応募契約における合意に基づき、CCP から当社に派遣されている取締役 4 名はそれぞれ当社の取締役を退任する予定であるとのことです。

当社における意思決定の過程

当社はこれまで、当社の今後の企業価値の中長期的な発展を確保し、株主の皆様の最善の利益を実現するための方策について、継続的に検討を重ねてまいりましたが、平成 20 年秋以来の世界的な景気減速の影響を受けた国内経済の急速な悪化の中で、当社の主力事業である CRM 事業においても、顧客企業におけるコスト抑制の動きが進むとともに、事業者間の競争激化による受注価格の低下傾向が見られる等、事業環境は以前より厳しいものとなってきております。このような中、当社は、上述の CCP による当社株式の売却意向等も踏まえ、中長期的な企業価値の向上策を展開する上で、新たな大株主より資本参加を受けることについて検討することと致しました。

この点、当社の取締役全 7 名のうち、丸山哲夫氏は CCP の代表取締役社長を兼任しており、菅原均氏、長尾正則氏及び回谷信吾氏は CCP の従業員であり、当社取締役兼代表執行役会長・CEO である中村彰利氏は CCP の元取締役であることに加え、上記 5 名及び当社取締役兼代表執行役社長である内田亮氏の計 6 名は、CCP との合意に基づき、本公開買付けが成立した場合には、CCP から成功報酬を受ける可能性があります。そのため、当社は、本公開買付けに対する意見表明の公正性を担保するために慎重な手続を経

ることといたしました。

まず、当社取締役会は、平成 21 年 10 月 28 日、その決議に基づき、CCP 及び公開買付者のいずれからも独立した当社社外取締役である武田仁氏（弁護士）に対し、本公開買付けについて検討を行うとともに、当社が本公開買付けに関し表明すべき意見を答申することについて諮問を行いました。

かかる諮問を受けて、武田取締役は、適宜法務アドバイザーとして選定された西村あさひ法律事務所から法的助言を得つつ、第三者算定機関である東京共同会計事務所から平成 21 年 11 月 17 日付で当社普通株式の価値に関する株式価値算定書を取得し、当社普通株式の株式価値算定の方法及び結果に関する説明を受けるとともに、CCP における入札手続に係る一連の書類を検討いたしました。また、CCP からベインキャピタルとの間の協議・交渉の経緯及び内容の説明を、公開買付者からは本公開買付け後の公開買付者による当社の経営方針等についての説明を、当社の経営陣から本公開買付けが当社に与える影響についての説明を、それぞれ受けました。なお、上記株式価値算定書において、東京共同会計事務所は、採用すべき株価の算定方法を検討した上でインカムアプローチである DCF 法を採用し、当社が提出した事業計画等に基づき、当社普通株式の 1 株あたりの株式価値を 17,774 円から 20,940 円と算定するとともに、参考数値として類似会社比準法による当社普通株式の 1 株あたりの株式価値の算定結果である 16,716 円から 22,432 円のレンジを示しております。また、上記の株式価値の算定にあたっては、下記「(5) その他」記載の当社の第 29 期（平成 22 年 2 月期）中間配当の実施が前提とされており、当該評価額はかかる中間配当を行った後の価額であります。

上記の検討を踏まえた上で、武田取締役は、本日開催の当社取締役会において、当社取締役会が本公開買付けに賛成の意見表明をすることが相当であること及びその理由について答申いたしました。

当社取締役会は、同日、これを受けて慎重に検討・審議を行った結果、本公開買付けが当社の企業価値及び株主の利益に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。もっとも、当社の普通株式については、それぞれの株主により保有理由が異なること等から、本公開買付けに応募するか否かについては、それぞれの株主の皆様の判断に委ねることを決議しております。また、本新株予約権は、当社の取締役、執行役又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、当社は、第三者算定機関である東京共同会計事務所に対して価値の評価について依頼していないことから、上記取締役会において本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、その保有者の皆様の判断に委ねることを決議しております。

なお、本公開買付けに賛同する旨の意見等を表明することを決議した本日開催の当社取締役会においては、取締役丸山哲夫氏は CCP の代表取締役であることから当社と利益が相反するおそれがあるとして審議及び決議に参加しておらず、武田取締役が出席取締役全員の賛成に基づき議長を務めた上で、武田取締役の答申に基づき、丸山哲夫氏以外の取締役 6 名が出席して審議し、決議に参加した取締役の全員一致により決議がなされております。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記のとおり、本公開買付け後に、当社に係る完全子会社化手続を実施した上で、公開買付者を存続会社、当社を消滅会社とする本件合併を実施することを予定しており、当該方針の詳細は以下のとおりであるとの説明を受けております。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、所有割合約 93.49%以上に係る当社の株券等を取得することになりますが、本公開買付けで当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けの終了後に、本取引の一環として、当社を公開買付者の完全子会社とするための施策を実施する予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、(i)当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、(ii)当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び(iii)当社の当該株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む当社の株主総会の開催を当社に要請する予定です。

また、上記株主総会にて上記(i)のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、上記(ii)の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、所有割合約93.49%以上に係る当社の株券等を取得する予定であり、上記の各手続を採用することが決定された場合、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算出され、その上で裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。公開買付者が当社の自己株式を除く発行済株式の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定であります。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a) 上記(ii)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b) 上記(iii)の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの手続の結果、最終的に株主に交付される金銭の額につきましては、本公開買付価格と異なる可能性があります。

公開買付者は上記の各手続の実行後に、本件合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者による当社の株券等の所有割合又は公開買付者以外の当社株主の当社の株式の所有状況その他の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、当社を完全子会社化することを予定しており、この場合に当該当社の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と原則として同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、公開買付者が当社と協議の上、決定次第速やかに開示いたします。

また、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、本新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、当社に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請し、当社は、かかる要請に応じて本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合があります。

(4) 公開買付者と当社の株主の間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、上記(2)記載のとおり、当社の株主であるCCP及び公開買付者より、CCP及び公開買付者との間で、平成21年11月14日付で、CCPがその保有する当社株式（保有株式数5,048,650株、所有割合約

93.49%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しているとの説明を受けております。但し、CCPは、公開買付者に本応募契約上の表明保証違反、重大な義務違反がある場合又は本公開買付けを差し止める処分等がなされた場合には、本公開買付けに応募しない又は本応募契約を解除することがあり、CCPからその保有する当社株式の全部又は一部の応募がなかった場合には、買付予定数の下限に達せず、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があるとの説明を併せて受けております。

(5) その他

当社は、平成21年11月13日を効力発生日として、平成21年8月31日現在の当社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、中間配当として、1株当たり3,705円(総額20,007,000,000円)の剰余金の配当を行っております。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 本公開買付けの概要

別紙記載のとおりです。

以 上

添付資料：「株式会社ベルシステム24株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

本公開買付けの概要

1. 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 11 月 20 日（金曜日）から平成 21 年 12 月 18 日（金曜日）まで 20 営業日

当社の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、当社から買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 22 年 1 月 8 日（金曜日）までとなります。

期間延長の確認連絡先

株式会社 B C J - 4

東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号

03 - 6212 - 7070 今井 英次郎

確認受付時間 平日午前 10 時から午後 5 時まで

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき 金 18,517 円

本新株予約権 1 個につき 金 1 円

3. 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

(i) 普通株式

今般、CCP がその保有に係る当社株式の購入者を募るべく、国内外の 14 社の買付候補者に買付意向の表明を打診しました。平成 21 年 9 月に第一次入札が行われ、入札を行った買付候補者の中からベインキャピタルを含む 3 社の候補者が選定され、同年 9 月から 10 月にかけてデュー・ディリジェンスプロセスを含む第二次入札手続が実施されました。ベインキャピタルは、CCP 及び当社から提供された情報の検証や、当社の経営陣との協議を経て、10 月下旬に第二次入札に応札しました。CCP によれば、かかる入札内容を受けて、買付価格、本公開買付け実行の確実性、本公開買付応募契約の契約条件その他の事情を総合的に検討した結果、CCP は、最終的にベインキャピタルを買付者として選定し、優先交渉権を付与することを決定したとのことです。その後、ベインキャピタルは、CCP との間で当社の普通株式の買付価格その他の諸条件について協議・交渉を行い、公開買付者と CCP との間で平成 21 年 11 月 14 日付けで本公開買付応募契約を締結いたしました。公開買付者は、企業価値の算定に当たり、かかる当社の財務、事業を多面的、総合的に分析し、また、入札プロセス中に CCP から提供された情報の検証や、当社の経営陣との協議を経て、当社の全株式を総額約 1,000 億円で買収することとし、本公開買付けにおける当社の普通株式 1 株当たりの買付価格を 18,517 円とすることに決定いたしました。なお、本公開買付価格の算定に際して第三者機関の株式価値算定書等は取得しておりません。

(ii) 本新株予約権

本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員若しくは、当社又は当社関係会社との顧問契約に基づく顧問の地位にあること（ただし、定年退職その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が本新株予約権の継続保有を相当と認めた場合にはこの限りではありません。）がこれらの新株予約権の行使条件とされています。このため、公開買

付者は、これらの新株予約権を買付けたとしても、これらを行使できないと解されることから、上記の通り、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と決定いたしました。

算定の経緯

今般、CCP がその保有に係る当社株式の購入者を募るべく、国内外の14社の買付候補者に買付意向の表明を打診しました。平成21年9月に第一次入札が行われ、入札を行った買付候補者の中からベインキャピタルを含む3社の候補者が選定され、同年9月から10月にかけてデュー・ディリジェンスプロセスを含む第二次入札手続が実施されました。ベインキャピタルは、CCP 及び当社から提供された情報の検証や、当社の経営陣との協議を経て、10月下旬に第二次入札に応札しました。CCP によれば、かかる入札内容を受けて、買付価格、本公開買付け実行の確実性、本公開買付応募契約の契約条件その他の事情を総合的に検討した結果、CCP は、最終的にベインキャピタルを買付者として選定し、優先交渉権を付与することを決定したとのことです。その後、ベインキャピタルは、CCP との間で当社の普通株式の買付価格その他の諸条件について協議・交渉を行い、公開買付者とCCP との間で平成21年11月14日付けで本公開買付応募契約を締結いたしました。

公開買付者の企業価値の算定に当たっては、当社の財務、事業を多面的、総合的に分析し、また、入札プロセス中にCCP から提供された情報の検証や、当社の経営陣との協議を経て、当社の全株式を総額約1,000億円で買収することとし、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付価格を18,517円とすることに決定いたしました。なお、本公開買付価格の算定に際して第三者機関の株式価値算定書等は取得しておりません。

当社は、当社の取締役全7名のうち4名が現在CCP の取締役又は従業員であるとともに、1名が過去において同社の取締役であったことに加え、当該5名を含めた当社の取締役計6名は、CCP との合意に基づき、本公開買付けが成立した場合には、CCP から成功報酬を受ける可能性があります。そのため、CCP 及び公開買付者のいずれからも独立した当社の社外取締役である武田仁氏（弁護士）に対し、本公開買付けについて検討を行うとともに、その是非に関して公開買付者として表明すべき意見を答申することについて諮問を行ったとのことです。同氏は、適宜法務アドバイザーとして選定された西村あさひ法律事務所から法的助言を得つつ、第三者算定機関である東京共同会計事務所から、平成21年11月17日付けで、当社普通株式の価値に関する株式価値算定書を取得し、当社の普通株式の株式価値算定の方法及び結果に関する説明を受けるとともに、CCP における入札手続に係る一連の書類を検討したとのことです。また、CCP から公開買付者との間の協議・交渉の経緯及び内容の説明を、公開買付者からは本公開買付け後の公開買付者による当社の経営方針等についての説明を、当社の経営陣から本公開買付けが当社に与える影響についての説明を、それぞれ受けたとのことです。なお、上記株式価値算定書において、東京共同会計事務所は、採用すべき株価の算定方法を検討した上でインカムアプローチであるDCF法を採用し、当社が提出した事業計画等に基づき、当社普通株式の1株あたりの株式価値を17,774円から20,940円と算定するとともに、参考数値として類似会社比準法による当社普通株式の1株あたりの株式価値の算定結果である16,716円から22,432円のレンジを示しております。また、上記の株式価値の算定にあたっては、当社の第29期（平成22年2月期）中間配当の実施が前提とされており、当該評価額はかかる中間配当を行った後の価額であります。上記の検討を踏まえた上で、武田取締役は、本日開催の当社の取締役会において、当社の取締役会が本公開買付けに賛成の意見表明をすることが相当であること及びその理由について答申を行ったとのことです。当社の取締役会は、これを受けて慎重に検討・審議を行った結果、本公開買付けが当社の企業価値及び株主の利益に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。また、当該賛同決議につきましては、その公正性の観点から、公開買付者との間で本公開買付応募契約を締結しているCCP の代表取締役であり当社の取締役である丸山哲夫氏は、審議及び決議に参加しなかったとのことです。

4. 買付け予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,438,730(株)	5,048,650(株)	(株)

- (注1) 買付予定数は、当社が平成21年11月17日に提出した第29期中半期報告書に記載された平成21年11月17日現在の発行済普通株式総数5,400,000株に、同報告書に記載された平成21年10月31日現在の本新株予約権(3,873個)の目的となる当社普通株式の数(38,730株。なお、本新株予約権については、その発行要項に基づき、本新株予約権の数1個につきその目的となる株式の数を10株として換算しております。)を加えた株式数です。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(5,048,650株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。
- (注3) 応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5. 買付け等を行った後における株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合0%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	543,873個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
当社の総株主等の議決権の数	540,000個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(5,438,730株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「当社の総株主等の議決権の数」は、当社が平成21年11月17日に提出した第29期中半期報告書に記載された平成21年8月31日現在の総株主の議決権の数(540,000個)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権についても公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、当社の発行済普通株式総数(5,400,000株)に係る議決権の数(540,000個)に、本新株予約権の目的となる当社普通株式にかかる議決権の数(3,873個)を加えて、543,873個として計算しております。
- (注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6. 買付代金

99,991,803,873円

- (注) 買付代金は、買付予定数(5,438,730株)から本新株予約権の目的となる当社普通株式数(38,730株)を控除した5,400,000株に1株当たりの買付価格(18,517円)を乗じた金額に、本新株予約権の個数(3,873個)に本新株予約権1個当たりの買付価格(1円)を乗じた金額の合計額を記載しています。

7. 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

決済の開始日

平成 21 年 12 月 30 日（水曜日）

なお、法第 27 条の 10 第 3 項の規定により公開買付期間が延長される場合には、平成 22 年 1 月 20 日（水曜日）となります。

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します（送金手数料がかかる場合があります。）。

株券等の返還方法

後記「8 その他買付け等の条件及び方法」の「法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後遅滞なく、下記の方法により返還します。

- (1) 応募に際し公開買付代理人に対して株券等が提出された場合は、買付けられなかった株券等を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）に郵送又は交付します。
- (2) 公開買付代理人により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

8. その他買付け等の条件及び方法

法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,048,650 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至チ及びウ乃至ソ、第 2 号イ及びロ、第 3 号イ乃至ト、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行う場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

当社が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行う場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行う場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正した上で、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対して、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が限定されている場合には、当社は、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。）を利用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その

他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合にその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しも含みます。）を、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

9. 公開買付開始公告日

平成 21 年 11 月 20 日（金曜日）

10. 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

11. 公開買付者と当社又はその役員との間の合意の有無及び内容

当社は、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同すること及び、本公開買付けに応募するか否かについては株主及び新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議しているとのことです。なお、上記取締役会においては、当社の取締役丸山哲夫氏は CCP の代表取締役であることから当社と利益が相反するおそれがあるとして審議及び決議に参加しておらず、武田取締役が出席取締役全員の賛成に基づき議長を務めた上で、武田取締役の答申に基づき、丸山哲夫氏以外の取締役 6 名が出席して審議し、決議に参加した取締役の全員一致により決議がなされているとのことです。

【報道機関からのお問い合わせ先】

株式会社ベルシステム 24 広報グループ

TEL 03-6893-9827（直通） e-mail:pr@bell24.co.jp

平成 21 年 11 月 19 日

各位

会社名: 株式会社 BCJ-4

代表者: 代表取締役 杉本 勇次

株式会社ベルシステム24株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

Bain Capital Partners, LLC が投資助言を行う投資ファンドの傘下にある株式会社 BCJ-4(以下「公開買付者」といいます。)は、下記のとおり株式会社ベルシステム24(以下「当社」といいます。)の株式等を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、当社の完全子会社化を企図しているため、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、一連の完全子会社化手続の実行を当社に要請し、かかる完全子会社化手続を経て、当社を完全子会社化する予定です。また、当該完全子会社化の後、公開買付者は、公開買付者を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併を行うことを予定しております。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。その他本公開買付けの詳細については、関東財務局に提出される公開買付届出書をご参照下さい。

記

- (1) 買付価格
普通株式 1株につき、金 18,517 円
新株予約権 1個につき、金 1 円
- (2) 買付予定数の上限
なし
- (3) 買付予定数の下限
5,048,650 株
- (4) 公開買付期間
平成 21 年 11 月 20 日(金曜日)から平成 21 年 12 月 18 日(金曜日)まで 20 営業日